

定款細則

第1編 総則

第1条（細則の目的）

この細則は、定款第48条により会務を執行するために必要な事項を定める。

第2編 通則

第1章 会員

第2条（入会手続き）

会員になることを希望する者は、組織強化委員会を經由して所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。

2. 入会するものは11,000円（公益社団法人日本助産師会の入会金10,000円を含む）の入会金を納めなければならない。

3. 本会は、理事会の承認を得て、入会申し込み・入会金・会費を受け取ると共に、会員名簿に登録しなければならない。

4. 本会は、入会手続きが完了し会費の入金が確認できたものに対して、ただちに奈良県助産師会会員証を交付しなければならない。

5. 本会は、入会申し込みがあれば、公益社団法人日本助産師会への入会手続きを取らなければならない。

6. 公益社団法人日本助産師会から会員証が送付されてくれば、ただちに交付しなければならない。

第3条（特別会員）

定款7条の3項に規定する高齢とは、満80歳以上の正会員をいう。

第4条（準会員）

定款7条の4項に規定する準会員とは、賛助企業会員・賛助個人会員・功労会員及び学生会員とする。

2. 賛助企業会員及び賛助個人会員とは、本会の目的に賛同し活動を応援しようとする法人及び個人をいう。

3. 賛助企業会員及び賛助個人会員になろうとする者は、年会費（1口10,000円以上）と所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

4. 賛助企業会員及び賛助個人会員は、会員名簿に掲載する。その他広報に関すること等

の規定は別に定める。

5. 功労会員とは、高齢及び病弱であること等を理由に本会を退会希望している者で、会員であった間に本会の活動に貢献され、理事会が承認した者をいう。

6. 功労会員は、名簿に掲載するが、会費は免除する。

7. 学生会員とは、助産師学生で卒業後本会への入会を希望する者をいう。学生会員についての詳細は別に定める。

第5条（退会手続き）

正会員及び特別会員が退会しようとする時は組織強化委員会を経て所定の退会届を会長に届けなければならない。

2. 年度途中での退会の際は公益社団法人日本助産師会と奈良県助産師会の会員証をつけて届け出なければならない。

3. 前項の場合において本会は会員名簿の登録を抹消しなければならない。

4. 本会は退会届が提出されたものに関して、公益社団法人日本助産師会へ届け出なければならない。

第6条（住所又は勤務地等の変更）

入会時に届け出た内容に変更が生じた時は速やかに、組織強化委員会を通じて所定の変更届を会長に届け出なければならない。

2. 変更の届け出があればただちに、会員名簿を訂正しなければならない。

3. 本会は、公益社団法人日本助産師会への変更届も同時に届け出なければならない。

第7条（除名）

定款12条によって会員を除名した場合、速やかに公益社団法人日本助産師会に届け出なければならない。

2. 定款12条によって除名された会員は、公益社団法人日本助産師会の総会に出席した代議員の3分の2以上の同意がなければ再び正会員及び特別会員になることはできない。

第2章 入会金及び会費

第8条（入会金及会費の額）

正会員は1ケ年23,300円（公益社団法人日本助産師会の会費15,000円を含む）、特別会員は1ケ年8,100円（公益社団法人日本助産師会の会費5,000円を含む）を払う。

2. 会費は、原則として公益社団法人日本助産師会会費とともに自動引き落としとする。

3. 会費は2月23日頃に翌年度分の会費を銀行又は郵便局にて自動引き落としされる。ただし、新入会者の会費納入期日はこの限りでない。

4. 入会金は 11,000 円（公益社団法人日本助産師会入会金 10,000 円を含む）とする。
5. 新入会員は、入会した年度の 1 年間の奈良県助産師会の研修会を無料で受けることができる。
6. 既納の会費はいかなる事由があってもこれを返還しない
7. 年度途中の他府県からの移動にかぎり、当該年度の本会会費は徴収しない。但し、通信費として一律 1,000 円を徴収する
8. 他府県からの移動に伴う転入会者からは本会の入会金は徴収しない。

第 3 章 総会

第 9 条（議事）

通常総会の議事事項は、次の通りとする。

- （1）報告事項、前年度総会議事録報告・理事会報告・事業報告・会計報告・委員会報告・監査報告
- （2）議決事項、新事業計画及び予算案
- （3）選挙
- （4）その他重要な事項

第 4 章 理事会

第 10 条（任務）

理事会は、次の各号にあげる事項について協議する

- （1）会務の処理に関する事項
 - （2）前号により、処理した会務の通常総会報告に関する事項
 - （3）資産を預ける金融機関の選定に関する事項
 - （4）会長の委嘱する委員の承諾に関する事項
 - （5）必要のある場合、特別委員会の設置に関する事項
 - （6）その他
2. 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、評決には加わらない。

第 11 条（議案）

理事会は、議案を用意しなければならない。

第 12 条（議事録）

議決の事項は議事録に記載し、議長及び出席理事 2 人以上が署名捺印する。

2. 議事録は事務局に常設する。

第13条（負債）

理事会は総会の議決なしでは、50万円以上の負債をつくることはできない。

第5章 専門部会

第14条（構成）

助産所部会・保健指導部会・勤務助産師部会の3部会をおく。

2. 各部会は、それぞれ部会長・副部会長・書記を定める。
3. 保健指導部会は北和地区・中南和地区で構成し、各地区の代表が部会長と副部会長となる。
4. 勤務助産師部会は病院部門・診療所部門・教育部門で構成し、各部門の代表のなかから、部会長1名と副部会長2名を選出する。
5. 助産所部会部会長・保健指導部会部会長及び副部会長・勤務助産師部会部会長の4名が理事となる。

第15条（部会の任務）

各部会員が会の目的に沿った活動ができるように、検討し理事会に報告する。

2. 公益社団法人日本助産師会の各部会と連携をもって活動をする。
3. 役員改選の前年度の第5回通常理事会に、新しい委員、係員等を選出し届け出る。
4. 役員改選の前年度の第6回通常理事会に、後任の部会長・副部会長・地区代表・部門代表等を選出し、届け出なければならない。

第16条（部会定例会）

各部会は年に1回以上の定例会を開催するように努めなければならない。

2. 定例会の議事録を残さなければならない。
3. 議事録は事務局に常設する。

第6章 委員会

（常任委員会）

第17条（会合）

常任委員会は年1回以上の定例会議を行う。

第18条（構成）

常任委員会のうち、下部に係をもたない委員会は、各部会よりの委員（各部会1名以

- 上) 3名以上で構成し、委員の互選によって、委員長1名、担当理事1名を選出する。
2. 係は、各部会よりの係員（各部会1名以上）3名以上で構成し、係員の互選によって、そのうち1名を係長（リーダー）とする。
ただし、不妊専門電話相談センターの係員は希望者とする。
 3. 下部に係をもつ常任委員会のうち、安全対策委員会は各係の係員の互選により、委員長1名、担当理事1名を選出する。
 4. 下部に係をもつ常任委員会のうち、公益事業委員会は各係の係員の互選により、担当理事3名を選出する。担当理事は事業係・委託訪問係・支援センターの各係より選出することがのぞましい。3名の担当理事の中の1名は公益事業委員会の担当理事を兼務し、担当理事のいない係も担当する。
 5. 委員長・係長・担当理事は兼ねることができる。
 6. 複数の委員会の担当理事を兼ねることはできない。

第19条（任命）

常任委員・係員は各部会で選出し理事会の承認を経て、会長が任命する。

2. 常任委員・係員は複数兼ねることができる。

第20条（任期）

常任委員・係員の任期は2年とし、再任できる。

2. 不妊専門電話相談センターはこの限りではない。

第21条（委員長の任務）

委員長は、委員会を招集しその議長となる。

2. 任期終了前年度の第6回理事会までに、後任の委員長・担当理事・係長を選出し理事会に届け出なければならない。

第22条（評決）

委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第23条（議案）

委員会には、議案を準備しなければならない。

第24条（記録）

議決の事項は、議事録を残さなければならない。

2. 議事録は事務局に常設する。

第 25 条（常任委員会の任務）

各委員会は各々の任務を遂行するために、必要なことを検討し理事会に報告・了解を得たうえで実施する。

2. 各委員会は理事会を通じて会員に活動の報告をしなければならない。
3. 各委員（係員）は、各部会員の意見を広く収集し、活動にいかさなければならない。

（各常任委員会の任務）

第 26 条（広報委員会の任務）

広報委員会は会の内外への広報に関する事項に預かる。

2. ホームページの管理責任者を兼ねる。

第 27 条（教育委員会の任務）

教育委員会は、会員の教育に関する事項に預かる。

第 28 条（組織強化委員会の任務）

組織強化委員会は、会員の情報に関する事項並びに組織強化に関する事項に預かる。

2. 会員数増加・組織強化に努める。
3. 会員の入退会事務を行う。
4. 会員データベースの管理をする。
5. 奈良県助産師会会員証を発行する。
6. 会員名簿の発行をする。
7. 潜在助産師対策に関する事項を発案・計画し会員の協力のもと実施する。
8. 賛助企業会員・賛助個人会員・学生会員の募集と入退会等の事務を行う。
9. 組織強化委員長は公益社団法人日本助産師会の組織強化委員を兼務する。

第 29 条（安全対策委員会の任務）

安全対策委員会には、安全対策係と災害対策係をおく。

2. 安全対策係は、会員の業務の安全に関する事項に預かる。
3. 安全対策委員会は年 6 回の安全対策会議を招集、運営する。
4. 安全対策会議の議事録を作成し、広く会員に公開する。
5. 災害対策係は、災害時の会としての対策に関する事項に預かる。
6. 災害対策係は、近畿地区合同災害対策会議に出席する
7. 災害対策係は、近畿地区合同災害対策会議後に、奈良県災害対策室の会議を招集、運営する。
8. 奈良県災害対策室の会議は、災害対策係員、各部会長及び副部会長、役員、監事で構成する。

第 30 条（公益事業委員会の任務）

公益事業委員会には、「事業係」「委託訪問係」「子育て・女性健康支援センター」「不妊専門電話相談センター」をおく。但し、実際の活動は、全会員が協力して行うことを原則とする。

2. 事業係は、下記の係が行う事業以外の公益事業の維持・運営に関する事項並びに新規事業の開拓・計画等に関する事項に預かる。
3. 委託訪問係は、委託訪問に関する行政との交渉や訪問指導員の研修・資格の認定等に関する事項に預かる。
4. 子育て・女性健康支援センター係は、子育て・女性健康支援センターの維持・運営に関する事項に預かる。
5. 不妊専門電話相談センターは、不妊専門電話相談センターの維持・運営に関する事項に預かる。
6. 新規公益事業を行う場合、理事会の決議を経て、新たに係をおくことができる。

（特別委員会）

第 31 条（特別委員会）

特別委員会は、常任委員会に準ずるものとする。

2. 特別委員会は、必要時理事会の議決を経て設置する。
3. 特別委員会は、任務が終了した時に解散する。

第 7 章 役員

第 32 条（選任等）

役員を選任に関する規定は、別にこれを定める。

第 3 編 公益社団法人日本助産師会との連携

第 33 条（法人会員）

本会は、総会の議決を経て、公益社団法人日本助産師会に入会し、公益社団法人日本助産師会の法人会員となる。

2. 本会は、法人会員の代表者として、会長・代議員を選出する。
3. 代表者は、公益社団法人日本助産師会の通常総会等に出席し、公益社団法人日本助産師会の事業との連携を図る。

第 34 条（会員）

本会の正会員及び特別会員は、公益社団法人日本助産師会の正会員となるものとする。

2. (入会手続き)

正会員は、本会を通じて公益社団法人日本助産師会の入会手続きをする者とし、公益社団法人日本助産師会の入会金を、本会入会金とともに入会時に納入する。

3. 本会の正会員は、公益社団法人日本助産師会の会費を、本会会費とともに 2 月末までに納入する。

第 35 条 (代議員候補)

代議員候補は前年度の総会で選出する。

2. 代議員候補の任期は前年度の総会から、当年の総会までとする。

3. 代議員候補は任期中の本会の理事会に出席しなければならない。

第 36 条 (代議員及び予備代議員の選出)

代議員及び予備代議員の候補を、前年度の本会総会にて選出する。

2. 代議員及び予備代議員候補の人数は、公益社団法人日本助産師の規定に従う。

3. 代議員及び予備代議員の選挙は、公益社団法人日本助産師会が行う。

第 37 条 (代議員の任務)

代議員は、公益社団法人日本助産師会の通常総会に出席しなければならない。

2. 代議員は、公益社団法人日本助産師会総会での選挙権及び決議権をもつ。

3. 代議員は、公益社団法人日本助産師会総会に出席して、選挙及決議を行う。

4. 代議員は、公益社団法人日本助産師会総会出席にあたり、本会会員の意見を聴取して出席し、議決事項について本会会員に報告するものとする。

第 38 条 (近畿地区)

近畿地区懇談会に会長が出席する。

2. 近畿地区で行う行事にはお互い協力する。

第 4 編 細則の変更

第 39 条 (細則の変更)

この細則の変更は、総会における議決を経なければならない。

附則

この細則は平成 22 年 4 月 11 日から施行する。

この細則の一部変更は、日本助産師会通常総会終了後（平成 23 年 5 月 27 日）から施行する。

この細則の一部変更は、平成 24 年 4 月 22 日の奈良県助産師会通常総会終了後から施行する。

この細則の一部変更は、平成 24 年 11 月 17 日の一般社団法人奈良県助産師会臨時総会終了後から施行する。

この細則の一部変更は、平成 26 年 4 月 27 日の一般社団法人奈良県助産師会通常総会終了後から施行する。

この細則の一部変更は、平成 27 年 4 月 26 日の一般社団法人奈良県助産師会通常総会終了後から施行する。

この細則の一部変更は、令和 3 年 5 月 15 日の一般社団法人奈良県助産師会通常総会終了後から施行する。